

令和7年度当初予算 大規模輸出産地モデル形成等支援事業

事業の 内容

規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、地域の関係事業者で組織する輸出促進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を複数年にわたり総合的に支援します。

令和6年度当初採択事業者の取組事例 ▶
※農林水産省HPに掲載のPDFが開きます。



取組イメージ

生産の転換



遊休農地等の活用による輸出向け生産拡大



付加価値の高い有機農産物等の生産・輸出の拡大

流通の転換



産地リレー等による輸出向けロットの確保



混載による輸送コストの低減

事業 実施者

- ① 都道府県
- ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

予算額

2.5億円(間接補助事業者の事業費分)

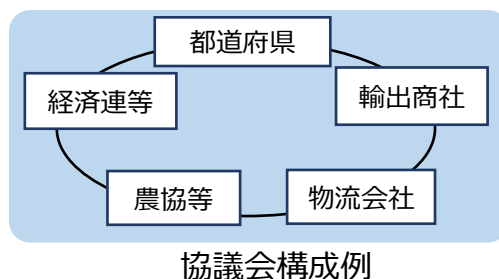
補助率と 上限額

補助率:定額

補助上限額:一般 2,000万円

フラッグシップ輸出産地 3,500万円

(※補助上限額の引き上げには一定の要件があります。詳細については裏面をご確認ください。)



優遇措置について

フラッグシップ輸出産地に認定された産地が一定の要件の下で、輸出拡大のための取組を行う場合は、補助上限額を引き上げます！

▶ 認定フラッグシップ輸出産地の補助上限額引き上げ要件

生産コストの低減や付加価値の向上に資する新たな生産・流通の転換に取り組み、**現行の輸出額又は量を2割以上増加するという高い目標を掲げて新たな販路開拓を目指す場合**であって、以下の要件のいずれかを満たす取組の場合

- ・ 輸出しようとする品目について、ターゲットとする輸出先国・地域の輸入量に占める我が国のシェアが、過去3年にわたって5%を超えていないこと
- ・ 専ら輸出向けに生産するために、生産拡大を行うものであること。

①みどりの食料システム法、②スマート農業技術活用促進法、③地域計画実現総合対策における各種計画認定を受けた者が参加する取組又は④今般の米国の関税措置等、事業者の責めに帰さない輸出先国、地域における規制や条件の変更等により輸出産地の輸出への影響が見込まれる場合については、ポイント加算を措置します！

- ①みどりの食料システム法における環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者、及び基盤確立事業実施計画の認定を受けた者が、プロジェクトに参加する事業実施計画であること。
- ②間接補助事業者とその参画事業者のうち、農業を営む者の過半が、スマート農業技術活用促進法における生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けていること。
- ③受益面積の過半が、農業経営基盤強化促進法における「将来像が明確化された地域計画」であり、かつ輸出の取組が記載されていること。
- ④ 輸出先国の規制等が我が国に及ぼす影響等を考慮し、状況によりその都度判断することとなる。

事業の流れ



海外の規制・ニーズに対応した生産方法の転換例

<プロジェクトの取組内容>

- ・ 遊休農地等の活用による輸出向け生産の拡大
- ・ 産地リレーや地域内生産者との連携による輸出向けロットの確保
- ・ 海外でのニーズや付加価値が高い有機農産物等の生産・輸出の拡大

<具体的な支援内容の例>

- ・ 遊休農地の土壌入れ替えの役務費や園地化に必要な機械の賃借料等を支援
- ・ 有機栽培に転換するために必要な種子や有機質肥料、生産資材等の経費を支援
- ・ 防除体系見直しのマニュアル作成や生産者への指導を行う専門家への謝金等を支援

集荷から船積みまでの方法の転換例

<プロジェクトの取組内容>

- ・ 鮮度確保のためコールドチェーンを確保した産地直送型集荷体制の確立
- ・ 輸送コスト軽減や大ロット輸出のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等

<具体的な支援内容の例>

- ・ 効率的な集荷ルートや導入する鮮度保持技術を検証するための調査費用を支援
- ・ コールドチェーンの確保のためのセンサーやICタグ等資機材の使用経費を支援
- ・ 地元港湾から輸出するため、自県産品の集荷・混載に要する経費を支援

補助対象経費		
費目	細目	内容
備品費	—	事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。
賃金等	—	事業を実施するため直接必要な業務を目的として、間接補助事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費
	借上料	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、ライセンス、農業機械・施設（リースも可）、ほ場等の借上経費
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費
	資機材費	事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な短期間の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品、USB メモリ等の低廉な記録媒体、実証試験等に用いる低廉な器具、本事業のために設置した協議会の公印作成費等
	ほ場管理費	ほ場管理に必要な経費
	情報発信費	国内外での情報発信を実施するための経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、保険料、食料等購入費、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要な経費含む）、広報費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）等） ※ 海外でプロモーション等を行う場合は、輸出支援プラットフォーム等と連携し、真に安定的・継続的な販路開拓に資するものであって、販路開拓効果の分析が可能な取組が対象
	研修等参加費	事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費
旅費	輸送・保管費	国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家や海外から訪れる検査官、海外バイヤー等に支払う経費
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費
謝金	—	事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼
委託費	—	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費
役務費	—	事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン等を専ら行う経費
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費
転換等助成費	—	生産者が転換先品目や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農業及び肥料、生産資材等の経費（本事業による生産の転換が実施された後、事業実施期間において未収益となる期間に要する経費の一部も支援）

（注）

- ・ 認定フラッグシップ輸出産地の補助上限額引き上げを利用する場合は、輸出推進体制の組織化に関する費用は対象となりません。
- ・ 生産方法の転換や集荷・船積み方法の転換といった輸出産地形成のための転換を実施しない取組、海外でのプロモーション等の販路開拓に要する国庫補助金額が、上限額（国庫補助金合計の20%）を超える取組は、本事業の支援の対象となりません。

事業のスケジュール（予定）

2025年2月	国→補助事業者 補助事業者の公募	※農水省、地方農政局 等に対応
3月	補助事業者の審査 補助事業者の採択	事業内容の説明 応募に関する事前相談
4月	事業実施計画の承認 補助金の交付決定 事業実施規程の承認	補助事業者→間接補助事業者 間接補助事業者の公募
5月		間接補助事業者の審査 間接補助事業者の採択
6月		事業実施計画の承認 補助金の交付決定
7月～		事業の実施 (2026年3月上旬まで)
2026年3月		

問合せ先

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室

TEL:03-6744-7172

Mail:gfp_daikibo@maff.go.jp

担当:猪狩、宮地、浅野



Q&A

(実施規程第4の3(2))フラッグシップ輸出産地が優遇措置として、一般の申請者より補助上限額を引き上げて申請する場合は、地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る費用については補助対象外となっていますが、なぜですか。

- フラッグシップ輸出産地は、農業、畜産業、林業又は水産業を主として行う複数の生産者等がまとまりをもって、農林水産物又はその加工品の生産を行い、それらの輸出に向けた生産・出荷のためのルールを定め、これに沿った輸出等の活動を既に行っていることが前提ですので、地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る費用は不要と考えます。一方、フラッグシップ輸出産地でも、優遇措置を適用せず、一般の申請者と同様に申請する場合は、一般の申請者要件が適用されるため、地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る費用も対象となります。

(実施規程第4の3(2)①)「輸出しようとする品目について、ターゲットとする輸出先国・地域の輸入量に占める我が国のシェアが、過去3年にわたって5%を超えていないこと。」とは具体的にどういうことですか。また、その根拠資料を提出する必要がありますか。

- 輸出先国における全輸入量のうち、日本からの輸入量の割合が5%未満である国が対象になります。例えば、タイ国にぶどうを輸出したい場合、タイ国におけるぶどうの全輸入量のうち、日本の輸入量の割合が5%未満であれば、タイ国は上記要件の対象となります。逆に日本から近い香港には既にぶどうはたくさん輸出されており、香港におけるぶどうの全輸入量における日本の輸入量は5%以上であることは容易に想像できると思いますので、その場合は対象外となるということです。

- 5%を超えていないことを示す根拠資料については、各事業実施主体においてご準備の上提出願います。例えば、アメリカにおける日本のお茶の輸入量を知りたい場合は、FAO統計データ(無料)により検索可能です。



【参考】

FAO統計データ検索方法

※上記例による検索は品目によりターゲットとなる国が検索できない場合があります。

その場合は他の統計データにより検索の上、御提出ください。

※品目によって統計データが検索できない場合、有料によるデータにて検索できる場合があります。

ただし、有料、無料にかかわらず、上記根拠資料の提出ができない場合は、当該要件の対象外となることを御留意ください。

(実施規程第4の3(2)②)「専ら輸出向けに生産するために、生産拡大を行うものであること。」とは具体的にどういうことですか。

- 国内向けに生産した農林水産物を、残留農薬基準等クリアできる国へそのまま輸出しているような事例は対象となりません。ターゲット国に対応した輸出のための防除暦や規格等に対応した生産を行い、専ら輸出向けに生産拡大を行う場合に要件の対象となります。

(例)

- ・耕作放棄地を、輸出先国の農薬規制に対応した圃場を開墾し、そこから生産される農林水産物を輸出向けに出荷する場合。
- ・茶農家が、お茶畑の一部を有機茶生産専用にし、そこから生産される茶は全量輸出向けにする場合。

フラッグシップ輸出産地は、優遇措置を適用する場合、なぜ補助上限額が一般の申請者より大きく引き上げられているのですか。

- 品目によって、まだ日本からの輸出が少ない国や、輸出専用の生産を行う場合、通常の輸出より一定のリスクが伴います。また、相手国の情報等が不足していることもあるため、必要に応じて市場調査などもしていかなければなりません。そのように、より大きな販路拡大等を目指す場合に優遇措置を活用いただけるようにしています。